

社会福祉施設における 労働災害防止について

川崎北労働基準監督署

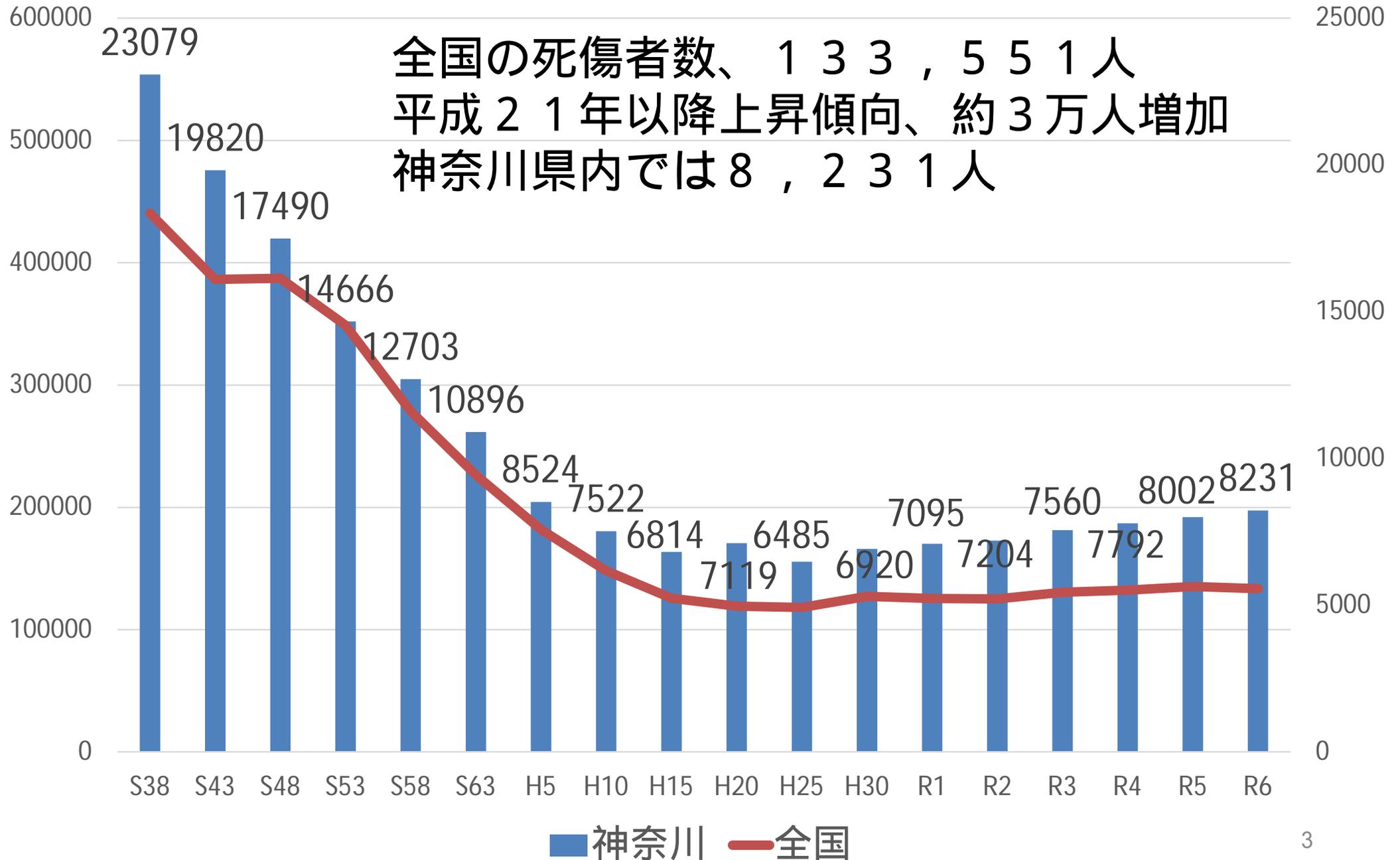


次第

- ・労働災害発生状況等について
- ・転倒災害防止について
- ・腰痛予防について

令和6年労働災害発生状況

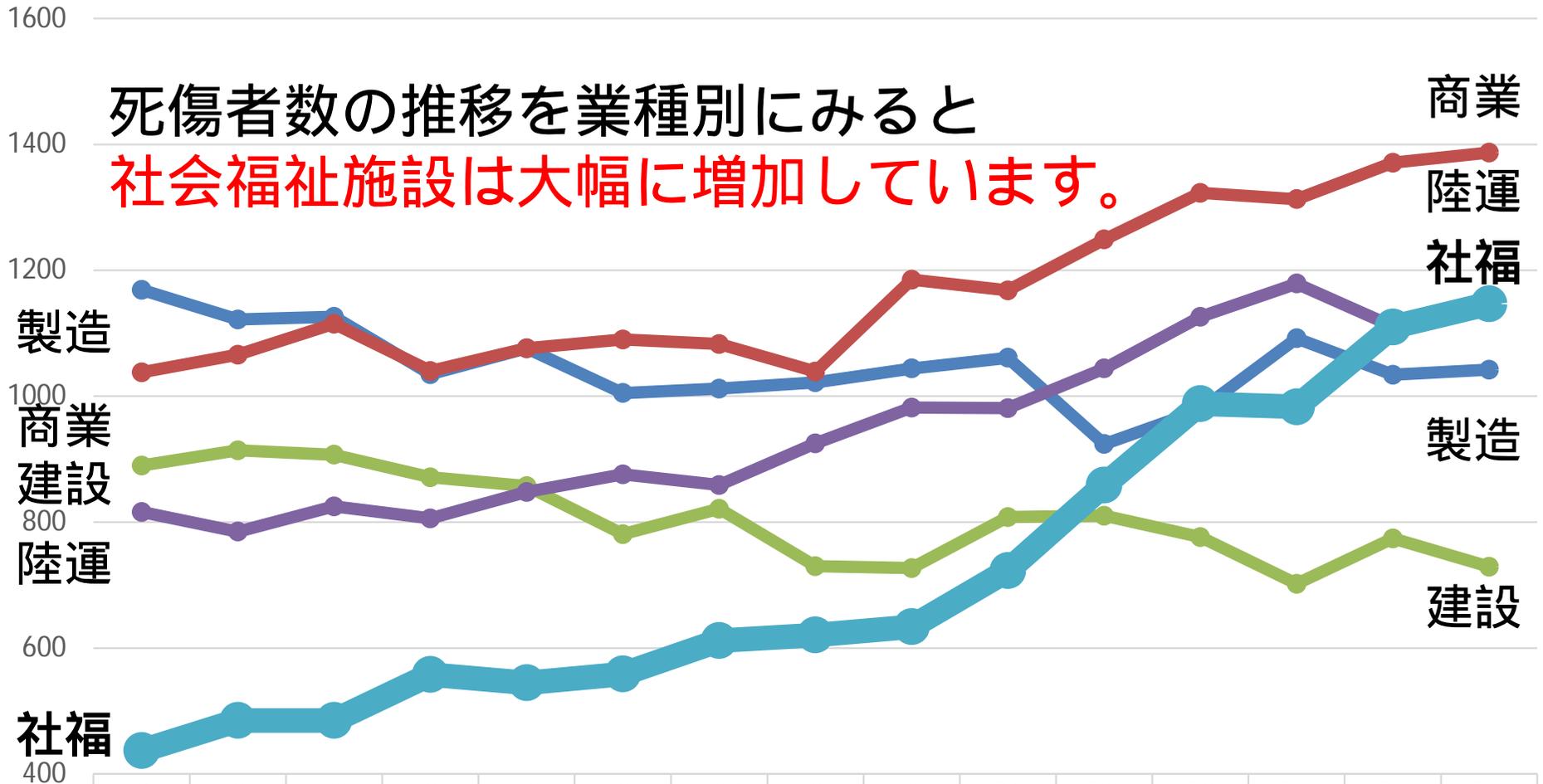
労働災害による死傷者数の推移 (S38～H30までは5年ごと)



令和6年労働災害発生状況

神奈川県内の業種別労働災害発生状況の推移

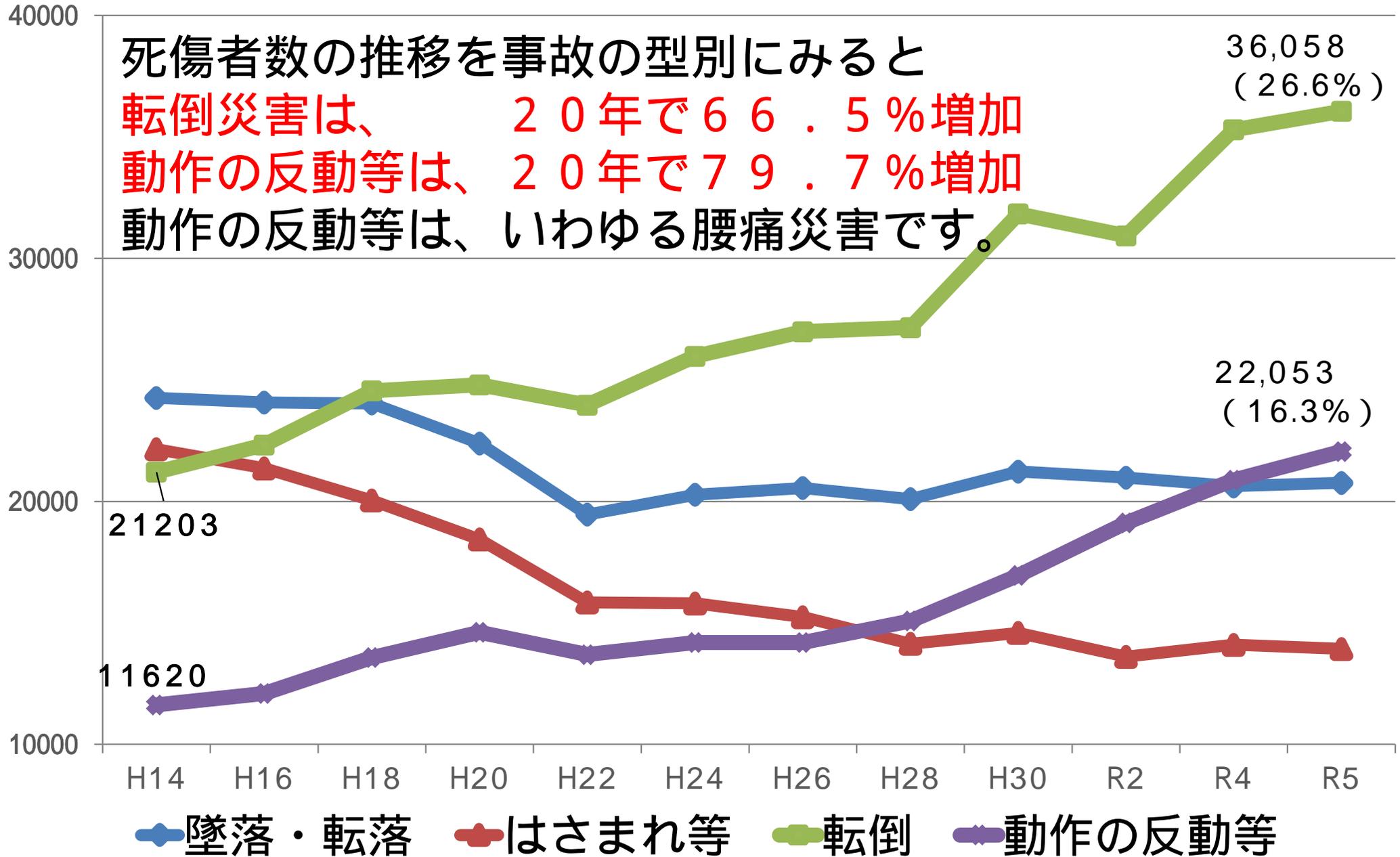
死傷者数の推移を業種別にみると
社会福祉施設は大幅に増加しています。



	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
製造業	1169	1122	1126	1035	1076	1005	1012	1022	1044	1061	924	978	1092	1034	1042
商業	1038	1066	1115	1040	1076	1090	1083	1039	1185	1168	1249	1323	1313	1371	1387
建設業	890	914	907	871	857	781	821	730	727	808	810	776	702	774	729
陸運業	816	785	825	806	848	876	859	925	982	981	1044	1126	1179	1111	1152
社会福祉施設	437	485	485	558	545	559	612	621	634	723	859	988	983	1110	1147

令和6年労働災害発生状況

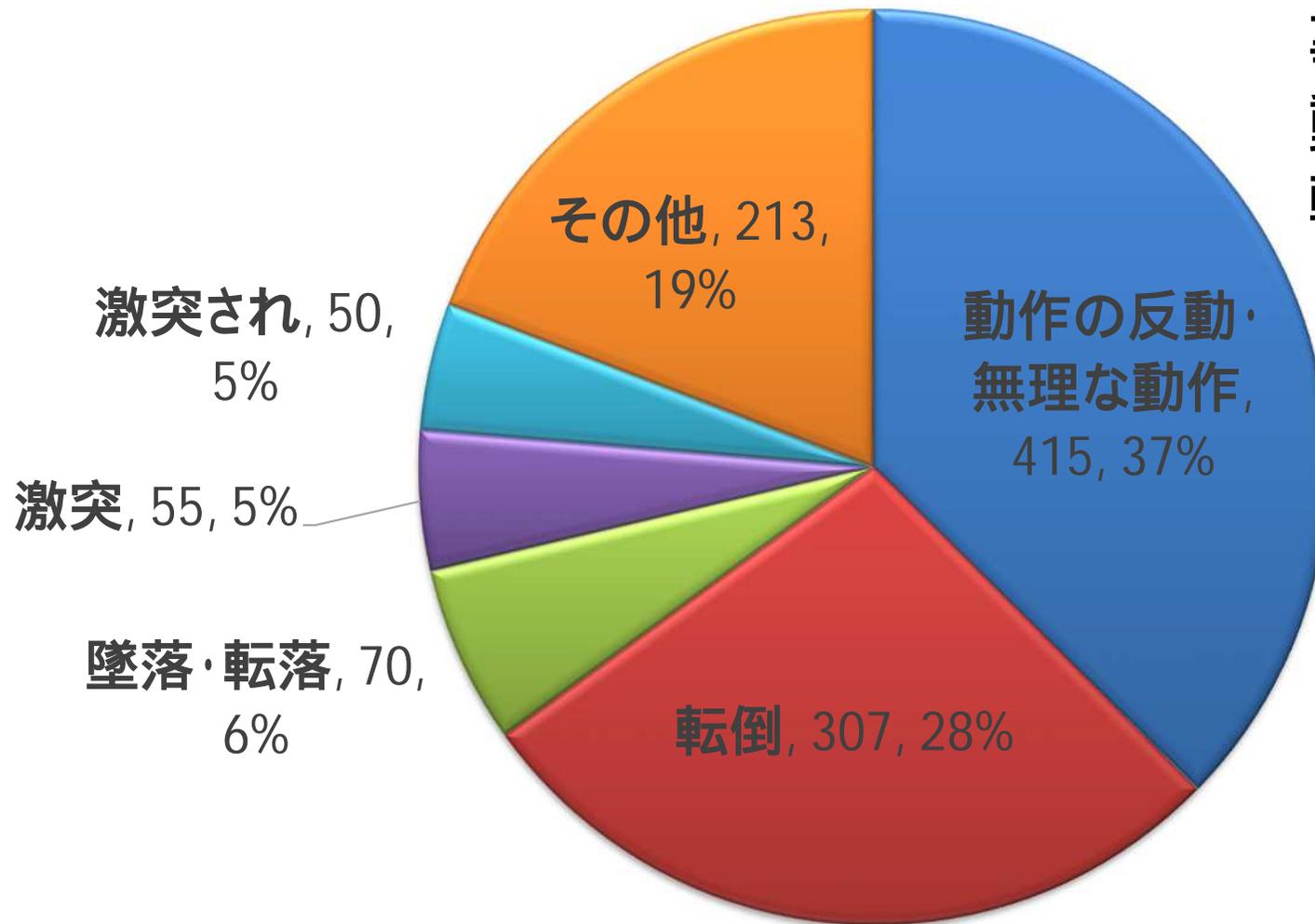
事故の型別労働災害発生状況



令和6年労働災害発生状況

社会福祉施設における事故の型別労働災害発生状況

社会福祉施設の事故の型別は動作の反動等と転倒災害で6割を占めます。



■ 動作の反動・無理な動作 ■ 転倒 ■ 墜落・転落 ■ 激突 ■ 激突され ■ その他

転倒災害防止対策について

職場でこんなことありませんか？



床が水で濡れていて滑った!!



梱包用のバンドにひっかかって転んだ!!



雨の日に滑って転んだ!!



階段を踏み外した!!



電源コードにひっかかって転んだ!!

仕事中なら、これらは全て労働災害です！

出典：職場のあんぜんサイト「労働災害事例」「ヒヤリハット事例」

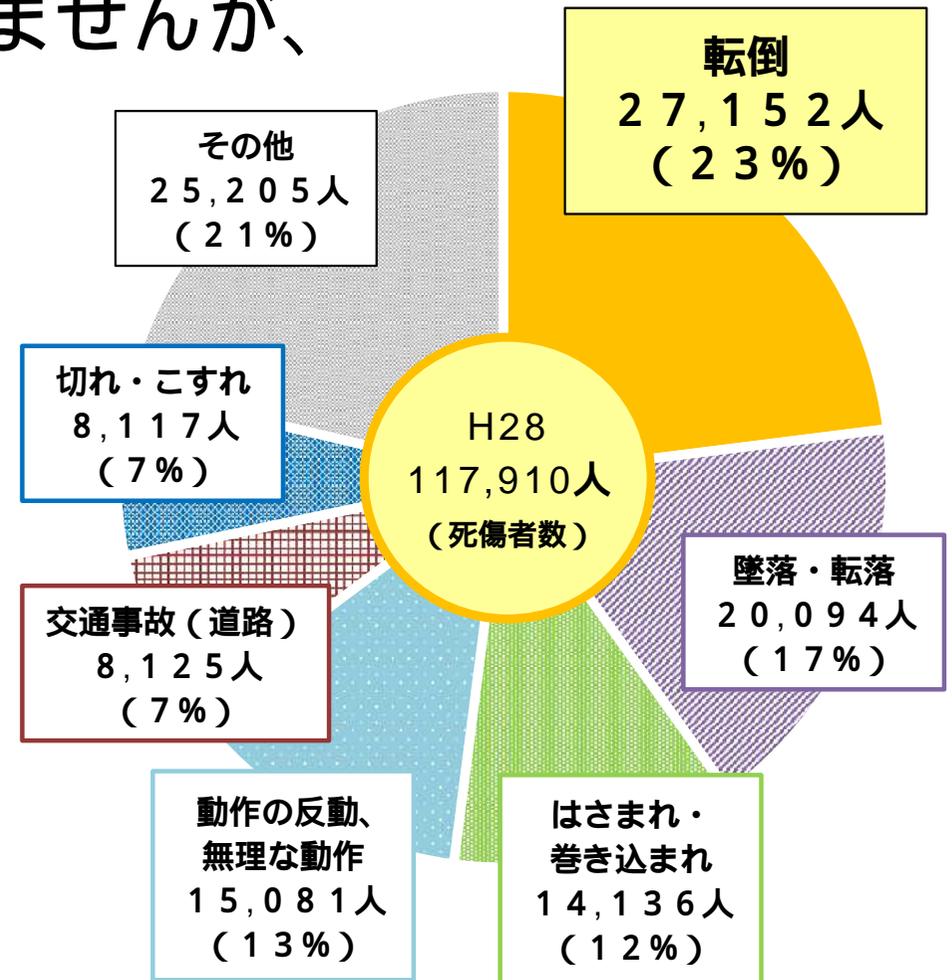
転倒災害防止対策について

転倒しただけで労働災害につながるという
大きさに思われるかもしれませんが、

仕事中に転倒したことで
4日以上仕事を休む方が
年間3万人近くいます。

約4分の労働時間に1人
の頻度で、転倒災害
(休業4日以上)が発生
している計算になります。

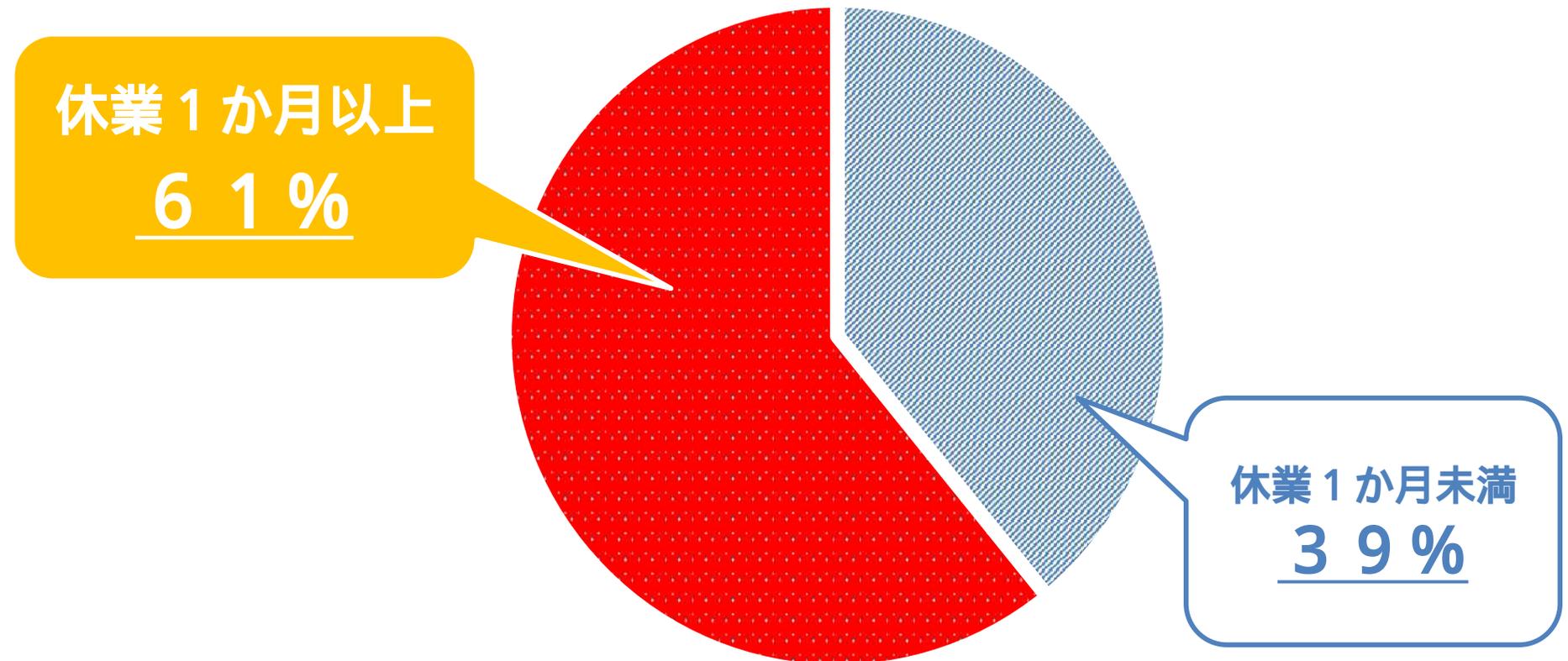
平成28年の労働災害による
死傷者数は、こちらです



出典：労働者死傷病報告（平成28年）

転倒災害防止対策について

また、休業期間が長期におよぶこともあり、
4日以上仕事を休まれる方の約6割の方が、1か月以上の休業となっています。

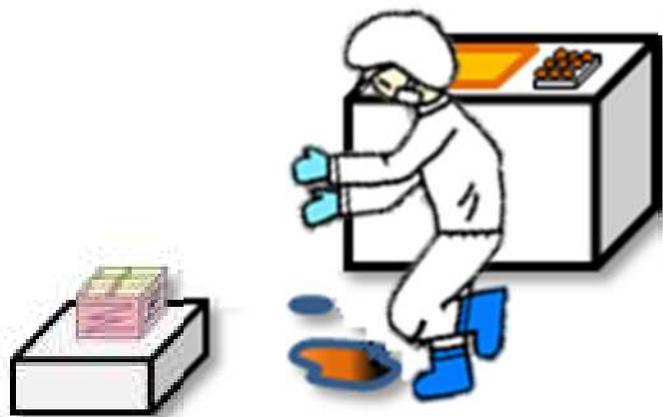


転倒災害防止対策について

転倒災害には3つの典型的なパターンがあります。

1つめは「滑り」です。

床の素材が滑りやすいものであったり、
床に水や油などが残ったままの状態であったりすると、
滑って転倒しやすくなります。



滑り

転倒災害防止対策について

転倒災害には3つの典型的なパターンがあります。

2つめは「つまずき」です。

床に凹凸や段差があり、つまずいて転倒したという例が多くあります。

また、放置されていた荷物や商品などにつまずいたというケースがあります。



つまずき

転倒災害防止対策について

転倒災害には3つの典型的なパターンがあります。

3つめは「踏み外し」です。

大きな荷物を抱えて階段を下りるときなど、足元が見えづらいときに足を踏み外し、転倒することがあります。



踏み外し

転倒災害防止対策について

日頃から整理・整頓・清掃・清潔に取り組むことが、転倒災害を防ぐためには重要です。

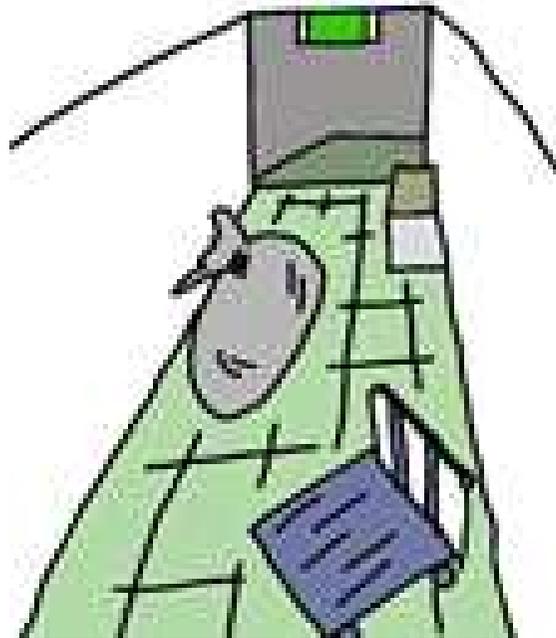
4 S と覚えてください。

例えば、歩く場所に物を放置しない、床面の汚れを取り除く、こうしたことが転倒災害の防止につながります。



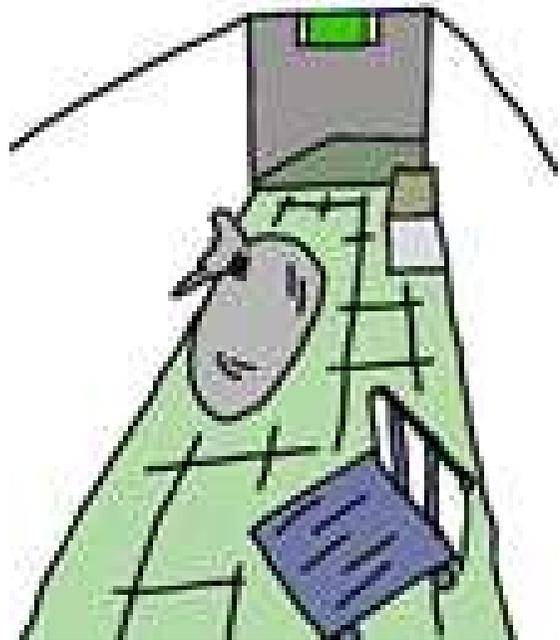
転倒災害防止対策について

下の図で、4 S が何に当たるかお分かりでしょうか？



転倒災害防止対策について

下の図で、4 S が何に当たるかお分かりでしょうか？



答え

整理：ごみを撤去

整頓：台車や荷物を収納・整列

清掃：床を隅々まで清掃

清潔：きれいな状態を実現・維持

転倒災害防止対策について

転倒災害を防ぐためには、作業などを行う際、転倒しにくい方法で行うことも重要です。

例えば、時間に余裕を持って行動する、滑りやすい場所では狭い歩幅でゆっくり歩く、足元が見えない状態で作業しない、といったことです。

あせらない

急ぐ時ほど

落ち着いて

転倒災害防止対策について

また、作業に適した靴を着用することも重要です。

【POINT!】

靴の屈曲性

靴の重量

靴の重量バランス

つま先部の高さ

たいかつせい

靴底と床の耐滑性のバランス



靴底の接地面積が大きくなり安定する。 靴底の接地面積が小さく不安定。



安定した歩行ができる。 トウダウンが発生する。



ある程度のトゥスプリングの高さは必要である。

転倒災害防止対策について

さらに、靴を定期的に点検することも重要です。

例えば、靴底がすり減ることで耐滑性は損なわれ、
滑りやすくなります。

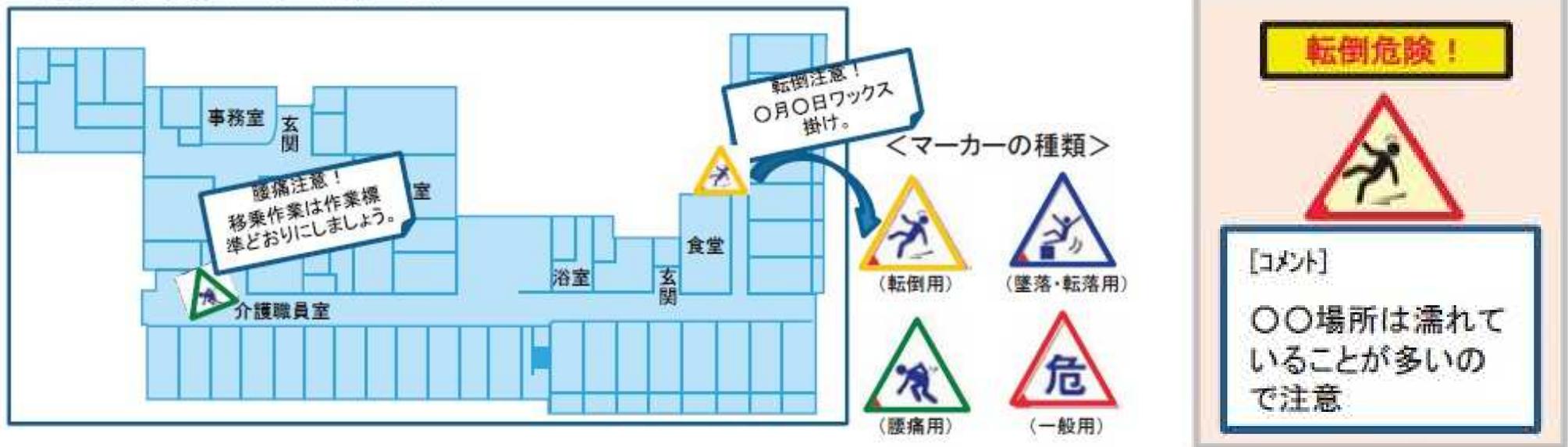
たいかつせい



転倒災害防止対策について

そのほかにも、
職場の危険マップを作成し、危険情報を共有すること、
転倒の危険性がある場所にステッカーを掲示し、
注意喚起することも重要です。

<危険マップ及びマーカースのイメージ>



ステッカーは からダウンロードすることができます。
<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/tentou1501.html>

STOP! 転倒

検索

転倒災害防止対策について

厚生労働省では、「『見える』安全活動コンクール」を実施しています。
企業・事業場で実施されている転倒災害を防止するための安全活動の創意工夫事例（見える化事例）を募集し、公開していますので、参考にしてください。



The screenshot shows the homepage of the '見える' Safety Activity Competition. At the top left is the 'あんぜんプロジェクト' (Anzen Project) logo, which includes a green cross and a family icon. Below it is the text: 'あんぜんプロジェクトは、労働災害のない日本を目指して、働く方の安全に一生懸命に取り組み、「働く人」、「企業」、「家族」が元気になる職場を創るプロジェクトです。' To the right is the logo of the Ministry of Health, Labour and Welfare (厚生労働省) and an illustration of a diverse group of people. A green navigation bar contains the links: 'ホーム', '参加登録', and 'メンバー紹介'. Below this is a yellow banner with a black and white striped border. The banner features the text '平成29年度『見える』安全活動コンクール' and a red and white traffic cone icon. To the right of the banner, the competition dates are listed: '募集期間：平成29年9月1日～平成29年10月31日', '投票期間：平成29年12月1日～平成30年1月31日', and '結果発表：平成30年3月上旬'. Below the banner is a horizontal menu with four items: 'コンクールについて', '応募・投票方法', '応募作品' (with a green '準備中' status), and '結果発表' (with a green '準備中' status). At the bottom right, there is a link: 'これまでの応募作品・優良事例ページへ'. At the bottom left, there is a link: 'コンクールの趣旨・目的'.

転倒災害防止対策について

(独)労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所では、滑りによる転倒災害を防止するための映像教材を作成し、公開していますので、参考にしてください。



映像教材は から閲覧することができます。

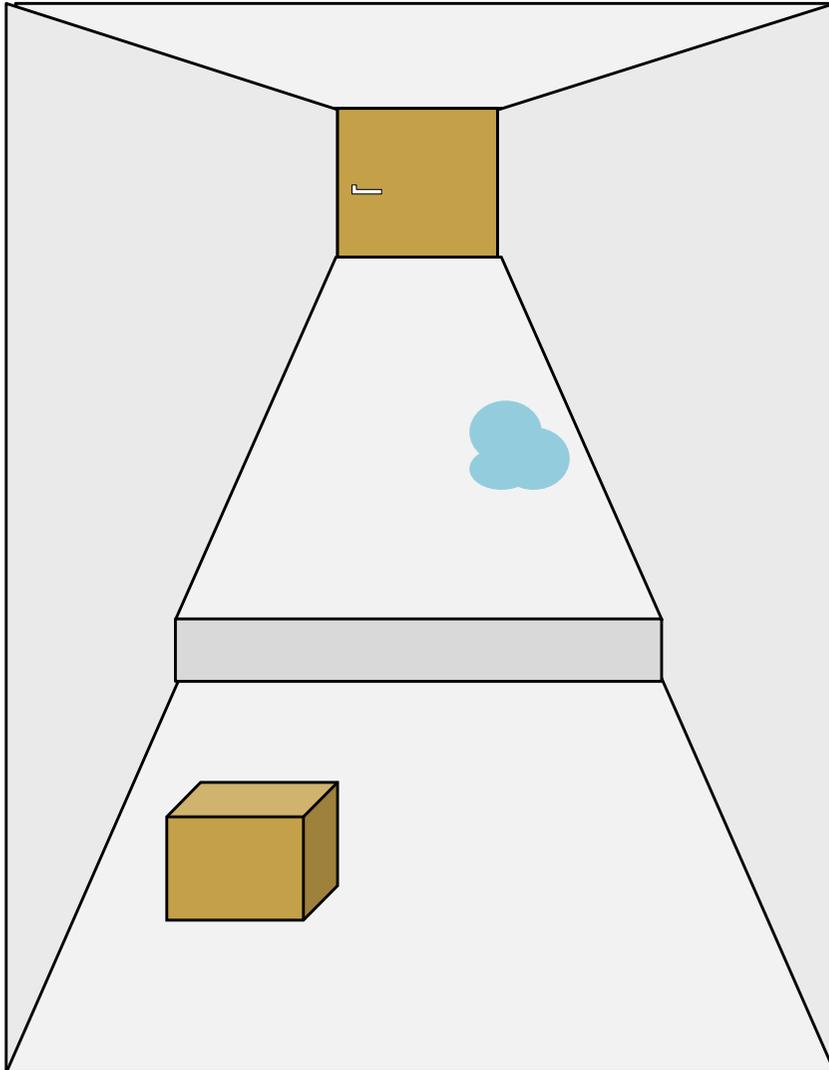
http://www.jniosh.go.jp/publication/houkoku/houkoku_2016_05.html

安衛研 転倒

検索

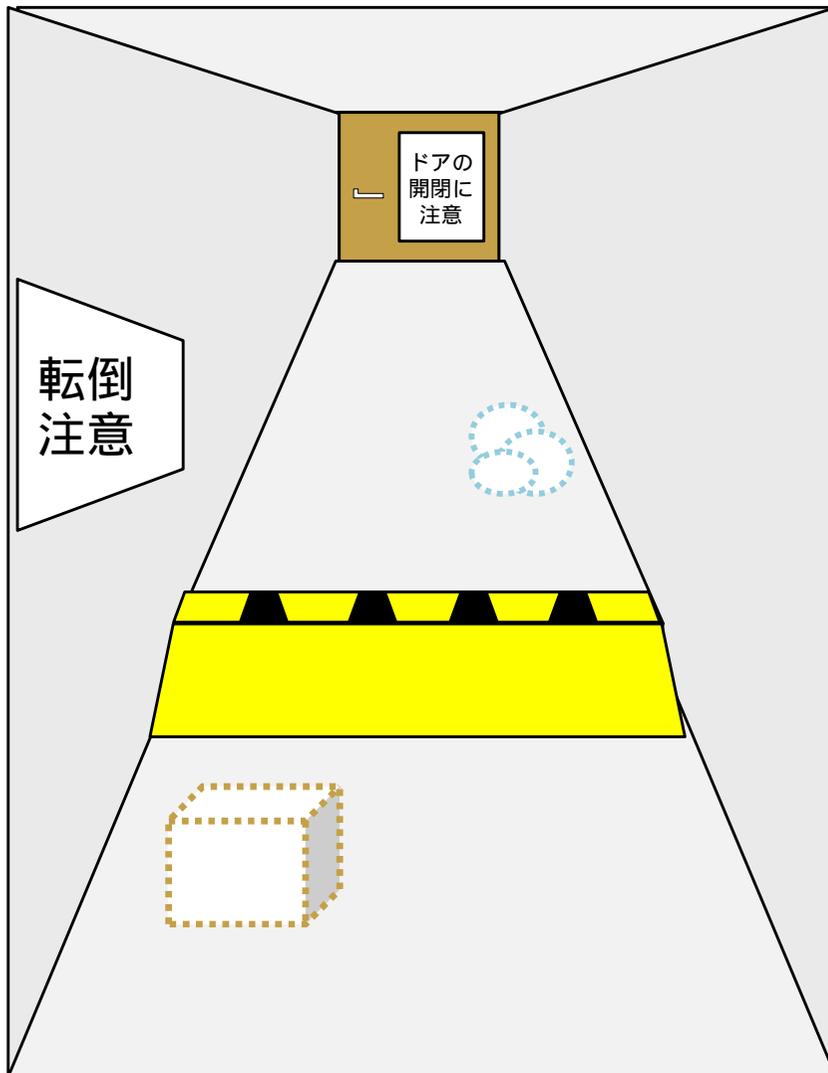
転倒災害防止対策について

どこに転倒の危険があるかお分かりでしょうか？



転倒災害防止対策について

どこに転倒の危険があるかお分かりでしょうか？



床にある荷物や水たまりを取り除く

スロープなどで段差を解消する、または、トラテープなどで危険箇所を明示する

ステッカーを掲示し、注意喚起する

転倒災害防止対策について

まとめ

転倒災害には、「滑り」「つまずき」「踏み外し」の3つの典型的なパターンがあります。

転倒災害を防止するためには、

4 S（整理・整頓・清掃・清潔）に取り組むこと

転倒しにくい方法で作業すること

作業に適した靴を選び、定期的に点検すること

職場の危険マップを作成し、危険情報を共有すること

転倒の危険性がある場所にステッカーを掲示し、注意喚起すること

などが重要です。

転倒災害防止対策について

職場の状況をチェックしてみましょう！

チェック項目		<input checked="" type="checkbox"/>
1	通路、階段、出口に物を放置していませんか	
2	床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、その都度取り除いていますか	
3	安全に移動できるように十分な明るさ（照度）が確保されていますか	
4	転倒を予防するための教育を行っていますか	
5	作業靴は、作業に適したものを選び、定期的に点検していますか	
6	ヒヤリハット情報を活用して、転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知していますか	
7	段差のある箇所や滑りやすい場所などに注意を促すステッカー（標識）をつけていますか	
8	ポケットに手を入れたまま歩くことを禁止していますか	
9	ストレッチ体操や転倒予防のための運動を取り入れていますか	

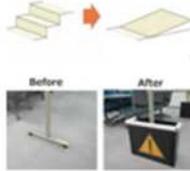
転倒災害防止対策について

介護労働者の転倒災害（業務中の転倒による重傷）を防止しましょう

50歳以上を中心に、転倒による骨折等の労働災害が増加し続けています
事業者は労働者の転倒災害防止のための措置を講じなければなりません

「つまずき」等による転倒災害の原因と対策

- (なし) 何も無いところでつまずいて転倒、足がつれて転倒
 > 転倒や怪我をしにくい身体づくりのための運動プログラム等の導入（★）
 > 走らせない、急がせない仕組みづくり
- 通路の段差につまずいて転倒
 > 事業場内の通路の段差の解消（★）、「見える化」
 > 送迎先・訪問先での段差等による転倒防止の注意喚起
- 設備、家具などに足を引っかけて転倒
 > 設備、家具等の角の「見える化」
- 利用者の車椅子、シルバーカー、杖などにつまずいて転倒
 > 介助の周辺動作のときも焦らせない
 介助のあとは「一呼吸置いて」から別の作業へ
- 作業場や通路以外の障害物（車止めなど）につまずいて転倒
 > 適切な通路の設定
 > 敷地内駐車場の車止めの「見える化」
- コードなどにつまずいて転倒
 > 労働者や利用者の転倒原因とならないよう、電気コード等の引き回しのルールを設定し、労働者に徹底させる



「滑り」による転倒災害の原因と対策

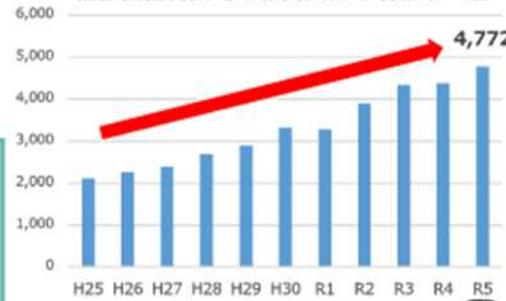
- 凍結した通路等で滑って転倒
 > 従業員用通路の除雪・融雪。凍結しやすい箇所に融雪マットを設置する（★）
- 浴室等の水場で滑って転倒
 > 防滑床材の導入、摩耗している場合は施工し直す（★）
 > 滑りにくい履き物を使用させる
 > 脱衣所等隣接エリアまで濡れないよう処置
- こぼれていた水、洗剤、油等（人為的なもの）により滑って転倒
 > 水、洗剤、油等がこぼれていることのない状態を維持する。
 （清掃中エリアの立入禁止、清掃後乾いた状態を確認してから開放）
- 雨で濡れた通路等で滑って転倒
 > 雨天時に滑りやすい敷地内の場所を確認し、防滑処置等の対策を行う
 > 送迎・訪問先での濡れた場所での転倒防止の注意喚起



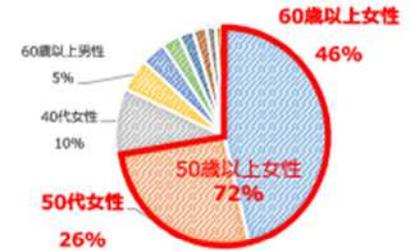
（★）については、高齢労働者の転倒災害防止のため、中小企業事業者は「エイジフレンドリー補助金」を利用できます
中小事業者は、無料で安全衛生の専門家のアドバイスが受けられます

職場で転倒して骨折（転倒災害）

社会福祉施設での転倒災害は増加の一途



性別・年齢別内訳（令和5年）



社会福祉施設での転倒災害による平均休業日数（令和5年）

46.1日

※労働者死傷病報告による休業見込日数

よくある転倒の原因と対策

転倒リスク・骨折リスク

- > 加齢とともにすべての人が、転びやすくなります
 ✓ いますぐ「転びの予防 体力チェック」
- ✓ 「毎日かんたん！ロコモ予防」
- > 特に女性は加齢とともに骨折のリスクも著しく増大します
 ✓ 対象者に市町村が実施する「骨粗鬆症検診」を受診させましょう
- ✓ 骨粗鬆症予防も一緒に！「骨活のすすめ」



腰痛予防について

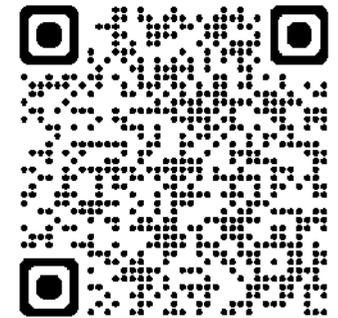


腰痛を防ぐ
職場の
事例集

厚生労働省 中央労働災害防止協会

腰痛を防ぐ職場の好事例集

病院や社会福祉施設における腰への負担を減らした89の事例が載せてあります。



腰痛予防について

中小企業事業者の皆さまへ

令和7年度（2025年度）版

「令和7年度エイジフレンドリー補助金」のご案内

- 高齢労働者の労働災害防止のための設備改善や専門家による指導を受けるための経費の一部を補助します。
- 高齢労働者の雇用状況や対策・取組の計画を審査の上、効果が期待できるものについて、補助金を交付します。全ての申請者に補助金が交付されるものではありません。

補助金申請受付期間 令和7年5月15日～令和7年10月31日

【注意】予算額に達した場合は、受付期間の途中で受付けを終了することがあります

安全衛生対策コース名	補助対象	対象事業者
I 総合対策コース ・補助率 4/5 ・上限額 100万円（消費税を除く） ⇒ 詳細は 3 ページ	・労働安全衛生の専門家によるリスクアセスメントに要する経費 ・リスクアセスメント結果を踏まえた、優先順位の高い労働災害防止対策に要する経費（機器等の導入、工事の施工等）	・中小企業事業者（詳しくは5ページ） ・1年以上事業を実施していること ・役員を除き、自社の労災保険適用の 高齢労働者（60歳以上） が常時1名以上就労していること ・高齢労働者が対策を行う作業に就いていること
II 職場環境改善コース ・補助率 1/2 ・上限額 100万円（消費税を除く） ⇒ 詳細は 3 ページ 熱中症予防対策プラン ⇒ 詳細は 4 ページ	・高齢労働者の身体機能の低下を補う設備・装置の導入その他の労働災害防止対策に要する経費（機器等の導入、工事の施工等） ・熱中症の発症リスクの高い高齢労働者の熱中症予防対策に要する経費（機器の導入等）	
III 転倒防止・腰痛予防のための運動指導コース ・補助率 3/4 ・上限額 100万円（消費税を除く） ⇒ 詳細は 4 ページ	転倒防止 ・労働者の転倒災害防止のため、専門家による身体機能のチェック及び専門家による運動指導を受けるために要する経費（役員を除き、5人以上の自社の労災保険適用労働者に対する取組に限ります） 腰痛予防 ・労働者の腰痛災害の予防のため、専門家による身体機能のチェック及び専門家による運動指導を受けるために要する経費（役員を除き、5人以上の自社の労災保険適用労働者に対する取組に限ります）	
IV コラボヘルスコース ・補助率 3/4 ・上限額 30万円（消費税を除く） ⇒ 詳細は 4～5 ページ	・事業所カルテや健康スコアリングレポートを活用したコラボヘルス等、労働者の健康保持増進のための取組に要する経費（役員を除き、自社の労災保険適用労働者に対する取組に限ります）	・中小企業事業者（詳しくは5ページ） ・1年以上事業を実施していること ・役員を除き、自社の労災保険適用の労働者（年齢要件なし）が常時1名以上就労していること
【注意事項】 ・補助金の交付は1年度につき1回までです。また、過去に補助を受けている場合、同様の対策への補助は受けられません。 ・複数コース併せての申請はできません。 ・コースごとに予算額を定めています。 ・その他、交付申請や実績報告・支払請求の注意事項は2ページ5～6ページや、厚生労働省ウェブサイトをご確認ください。		

この補助金は、（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会（以下「コンサルタント会」という。）が補助事業の実施事業者（補助事業者）となり、中小企業事業者からの申請を受けて審査等を行い、補助金の交付決定と支払を実施します。

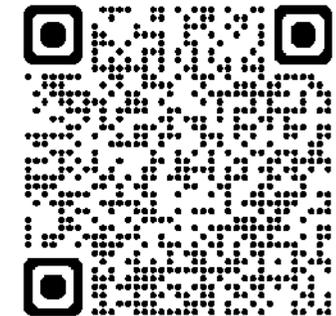


厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会

「令和7年度エイジフレンドリー補助金」のご案内

- ・ 高齢労働者の労働災害防止のための設備改善や専門家による指導を受けるための経費の一部を補助します。



腰痛予防について

病院・社会福祉施設向け

働く人の
健康応援!

ゼロ災 無料出張サービスのご案内

仕事での転倒災害・腰痛災害「0」を目指して取組む企業への専門家派遣!

神奈川県産業保健総合支援センターでは、「健康応援! ゼロ災無料出張サービス」を展開し、仕事に「転倒災害」や「腰痛災害」等が発生した事業場や再発防止対策等に取り組む事業場等に、健康運動指導士や理学療法士などの専門家を派遣して、働き盛りの中高年労働者の身体機能の維持・改善方法や足腰の筋力、バランス力の低下を防ぐ「転倒」・「腰痛」予防等をお手伝いしています。

神奈川県産業保健総合支援センターでは、「健康応援! ゼロ災無料出張サービス」を展開し、仕事に「転倒災害」や「腰痛災害」等が発生した事業場や再発防止対策等に取り組む事業場等に、健康運動指導士や理学療法士などの専門家を派遣して、働き盛りの中高年労働者の身体機能の維持・改善方法や足腰の筋力、バランス力の低下を防ぐ「転倒」・「腰痛」予防等をお手伝いしています。



専門家がヒアリングして、事業場に合った健康応援メニュー等[※]を提案します。

健康測定・チェック

- 健康度や体力、姿勢の測定
- バランス・ロコモ度チェック
- 職場環境のチェック
- 作業状況から見た転倒・腰痛対策

社内セミナーの実施・実技指導・運動アドバイスなど

- 転倒予防・バランス運動
- 腰痛予防のための運動
- 職場でできるストレッチ体操
- 作業姿勢の改善や適切な作業管理、作業環境改善等
- メタボ改善に向けた運動指導 など
(社内セミナーや転倒予防・腰痛予防アドバイスは、リモート利用可能)

※健康応援メニュー等は、「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」(THP指針)に基づく、健康保持増進計画を言います。

労働安全衛生法第69条により、健康保持増進計画を作成して、労働者に対する健康教育及び健康相談等、労働者の健康の保持増進を図るため必要な措置を講ずることが求められています。



独立行政法人 労働者健康安全機構

神奈川県産業保健総合支援センター

〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町3-29-1 第6安田ビル3階

TEL 045-410-1160 平日(月~金) 8:30~17:15

まずは
ご相談
ください!

